八十二グループ　採用活動におけるハラスメント防止に関する方針

八十二グループは求職者等の皆さまが安心して求職活動を行える環境を提供するため、採用活動におけるハラスメント防止に関する方針を定めました。

１．八十二グループの基本姿勢

八十二グループは採用活動におけるハラスメントが、求職者等の皆さまの尊厳や人格を不当に傷つける等の人権侵害に関わる許されない行為であると認識し、採用活動におけるハラスメントの防止に必要な措置を講じるとともに、万が一、採用活動におけるハラスメントによる被害が生じた場合には、厳正に対処します。

なお、採用活動におけるハラスメントには、セクシュアルハラスメントの他、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント、その他ハラスメントを含みます。

２．採用活動におけるハラスメント防止に向けた取り組み

（１）採用活動におけるハラスメント防止マニュアルを策定し、遵守します。

（２）職員に対して、採用活動におけるハラスメントの防止に向けた研修を定期的に実施します。

（３）採用活動におけるハラスメントの相談窓口を設置します。

（４）万が一、採用活動におけるハラスメントに該当する行為が発生した場合には厳正かつ迅速な対応を行います。

３．求職者等の皆さまと職員が面談する際の具体的行動

（１）面談方法

面談は対面もしくはオンラインで実施します。対面で実施する場合には八十二グループ施設内（本部または営業店）あるいは、第三者の目がある環境にて実施します。

（２）面談時間

面談時間は求職者等の皆さまの希望に応じて、原則勤務時間内とします。

（３）連絡手段

求職者等の皆さまとの連絡手段は会社携帯電話および会社メール、八十二グループアカウントの SNS を使用し、個人の携帯電話や個人アカウントの SNS 等による連絡は禁止します。

４．採用活動におけるハラスメント相談窓口の設置

（１）八十二グループの採用活動におけるハラスメント相談窓口を設置します。

（２）相談内容の取扱範囲は、対応に必要な最小限とし、求職者等の皆さまのプライバシーに十分配慮し対応します。

（３）相談窓口への相談が八十二グループの採用選考会における結果に影響することはありません。

【八十二グループ　採用活動におけるハラスメント相談窓口】

河辺悠介　弁護士（弁護士法人 OAKRYS　信州総合法律事務所）

直通電話：026-466-9814

直通メール：kawabe@oakrys.or.jp